

地域活力向上のための市町等総合交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活力向上のための市町等総合交付金（以下「交付金」という。）の交付について、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町等が実施する将来的な地域課題への対応施策等について、県が予算の範囲内で支援することにより、未来へ向けた地域活力の向上を図ることを目的とする。

(交付事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 前条に規定する目的に合致していること。
- (2) 事業の継続性や発展性が見込まれる、新規又は拡充事業であること。
- (3) 交付事業の実施主体が第5条第2号に掲げる者の場合は、市町が補助要綱等を制定していること。
- (4) 市町が、今後の展望を描き、主体的に地域課題の解決に取り組むものであって、県と市町が連携・協働して事業を構築するとともに、事業着手後も、その円滑な執行及び改善に取り組むものであること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付事業から除外するものとする。

- (1) 特定の法人若しくは団体又は個人の利益を追求するための事業
- (2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 国又は県の補助金等を活用している事業
- (5) 個人に対する補助等を行う事業
- (6) ハード事業（機能向上に資する改修等を除く）

3 交付事業のうち、次に掲げる要件を全て満たす新規事業については、交付上限額を増額して申請することができる。

- (1) 長年にわたり、市町の課題として蓄積しているものの、根本的な解決に至っていない、又は手つかずのままとなっている課題に対応する事業。
- (2) 今後の地域課題解決のモデルとなる事業。

(交付金の交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は、地方公共団体（市町又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合）又は市町が主体となる団体（実行委員会等）とする。

(交付事業の実施主体)

第5条 交付事業の実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 直接交付事業者 前条に規定する者
- (2) 間接交付事業者 市町が認める地域団体等

(地域団体等の定義)

第6条 前条第2号の地域団体等とは、県内に拠点又は事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は団体とする。

2 前項の団体とは、地域活力向上のために主体的に活動する、概ね5人以上で組織された団体とする。

- 3 第1項の団体にあつては、規約等により、名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理及び会計処理の方法等が定められているものとする。

(交付対象経費)

第7条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、直接交付事業者又は間接交付事業者が実施する交付事業に要する経費で知事が認めるものとする。

2 次に掲げる経費は交付対象外とする。

- (1) 不動産及び車輛等の購入並びに当該購入に伴う手続に要する経費
- (2) 工事請負費のうち単なる修繕に係る経費
- (3) 食糧費

(交付金の額)

第8条 交付金の額は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 交付率及び交付上限額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規事業 交付率：10分の10以内 交付上限額：400万円

※ 課題解決のモデルとなると判断されるものについては、交付上限額を増額して申請することができる。その場合の交付率は10分の10以内、交付上限額は2,000万円とする。

- (2) 拡充事業 交付率：2分の1以内 交付上限額：200万円

(交付申請)

第9条 第4条に規定する者は、交付金の交付を受けようとする場合、知事が別に定める期日までに、別記様式第1号を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを交付金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付決定)

第10条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付決定を行い、その内容を交付申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書の規定による交付申請がなされたものについては、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。なお、交付金額を増額して申請した事業については、審査により、課題解決のモデルと認められない場合がある。

(交付事業の事前着手)

第11条 交付事業の着手は、原則として前条第1項の規定による交付金の交付決定に基づき行わなければならない。ただし、交付金の交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第2号を知事に提出し、知事が受理した場合は、受理日から事業に着手することができるものとする。

(交付事業の公表)

第12条 知事は、第10条第1項の交付決定通知をした交付事業について県ホームページ等に掲載するものとする。

(交付事業の変更)

第13条 第10条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付事業の内容の変更（交付事業の内容に著しい変更を及ぼさない程度の変更又は交付対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第3号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付事業の中止又は廃止)

第14条 交付事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第4号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付事業の遅延等の報告)

第15条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は交付事業の遂行が困難になったときは、速やかに、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 交付事業者は、交付事業を完了したとき、又は第14条の規定による廃止の承認を受けたときは、当該交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号を知事に提出しなければならない。

2 第9条第2項ただし書の規定の適用を受けた交付事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その実績報告に係る交付事業の成果が交付金の交付決定の内容（第13条第1項の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 交付事業者は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに、別記様式第6号を知事に提出しなければならない。

(交付金の支払い)

第18条 知事は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第4項の請求があった場合に、交付金を支払うものとする。

2 知事は、既に着手した事業で必要と認めるものについては、交付金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第14条の規定による承認をした場合又は交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金を交付事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - (5) 交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (6) 交付事業の遂行ができないとき。
- 2 知事は、前項に該当するものとして交付金の交付決定を取り消した場合において、交付金の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項に基づく交付金の返還を命じる場合には、知事が必要ないと認める場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(交付金の経理等)

第20条 交付事業者は、交付金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

- 第21条 第9条第2項ただし書の規定の適用を受けた交付事業者は、第16条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により、速やかに、知事に報告するとともに、交付金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。
- 2 前項の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第22条 規則第22条第2項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第22条第2項第4号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
 - 3 交付事業者が知事の承認を受けて交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(報告、検査及び指示)

第23条 知事は、交付事業を適正に実施させるため必要があるときは、交付事業者に対して交付事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは交付事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、交付事業者に対して必要な指示をすることができる。

(間接交付事業者への交付の際に付すべき条件)

第24条 市町は、間接交付事業者に本交付金を交付するときは、第10条から第22条まで（第12条及び第18条を除く）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。
- 2 施行前に交付決定を受けた交付事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月15日から施行する。
- 2 施行前に交付決定を受けた交付事業については、なお、従前の例による。